

労働安全衛生

お か や ま 労 働 安 全 衛 生 セ ン タ ー
 岡山市北区春日町5 - 6
 岡山市勤労者福祉センター岡山地区労内
 電話 086-238-4911
 E mail : oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp

頭が固い厚労省何でも5000本

労働区院内審合請求増加す

井原市のHさんが2011年7月に療養補償給付・休業補償給付請求に対する笠岡労基署の不支給処分に対し、審査請求・再審査請求を行いました。請求を2013年12月棄却してきました。

Hさんは、1968年から2007年まで以降複数の事業所で、家屋の増改築や解体作業に従事し、クリソタイルを中心とした石綿含有建材により曝露しました。その結果2008年咳や呼吸困難で倉敷中央病院を受診し、「原発性肺線癌」と診断されました。その後切除した肺組織から、石綿小体や石綿繊維が確認されました。肺内から石綿小体1,845本、石綿繊維108万本(1um)と36万本(5um)が確認されました。

Hさんの原発性肺癌は長年石綿に曝露したことが原因であると笠岡労働基準監督署に労災補償の請求を提出しました。

石綿小体が認定基準の5000本を満たしていないから不認定

厚労省は、「胸膜プラークが認められず、石綿小体が5000本以下、石綿繊維計測結果も認定基

準を満たさない。さらに念のため初期の石綿肺所見の有無について病理検査により検査したが、所見は認められなかった」として、石綿ばく露により肺がんを発症したものと認められないと2012年6月業務外の疾病であると判断されました。

ヘルシンキ基準よりも

ハードルを高くしている

これに対し、2012年7月に審査請求、2013年4月に再審査請求をしました。主な主張は、ヘルシンキ基準(1997年1月、ヘルシンキで石綿産出国以外の8カ国から19人が参加して国際専門家会議が開かれ、アスベストに関連した肺及び胸膜の疾患について討論され、石綿疾患の診断と評価の際新基準が合意された)の内容の再確認とそれに基づく判例について主張しました。

ヘルシンキ基準では、職業性石綿曝露の指標は、職歴(石綿繊維数×曝露年数)が最も実用的である。肺乾燥重量1gあたり1000本以上の石綿小体が存在する場合に職業曝露の可能性が高いとしている。

また被災者は大工として新築や解体の作業でスレートやボードな

ど石綿含有材の切断・解体にともなうもので、クリソタイル(白石綿)を中心とした曝露の可能性が高い。クリソタイル繊維は、他の石綿繊維と異なり体内で溶解しやすいことと運搬排出しやすいことから肺内の繊維数は正確でないとされていること。

741本でも労災認定の判決

以上のことは、労災不支給処分取消訴訟によっても証明されている。クリソタイル中心の石綿曝露による二つの裁判は、石綿小体が741本、1770本であっても石綿曝露従事期間が10年以上で、指標となるヘルシンキ基準と整合性がない。石綿小体数を判断基準としても、クリソタイル曝露には該当しないと判断し不支給取消処分を取り消す判決が出されています。国・企業がアスベスト被害者に責任を取るまで闘います

アスベスト裁判に

傍聴を

三井造船裁判

3月18日(火)13:20

患者と家族の会食事会

2月1日(土)11:30~

ところ まきび

下石井 232-0511

1階レストラン

